

平成30年度事業計画書

I. 基本方針

地域福祉を推進する民間福祉活動の核として、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のむらづくりを推進する。

II. 重点目標

- (1) 地域のニーズに応じた地域貢献事業を開発・試行し、制度化につなげる。
- (2) 高齢者・障害児者の日常生活支援に努め、家族を支える。
- (3) 施設管理の受託により財源確保を図り、安定した経営を目指す。

III. 法人運営事業

1. 組織運営事業

- (1) 会員増強を図り、住民の社会福祉への関心を高め、会への趣旨賛同を仰ぐ。
- (2) 村の行政施策と協力し、地域住民の福祉の総合相談・生活支援システム作りを推進する。
- (3) 各種研修会・講習会参加や先進地視察を通して、情報収集に努め、職員の資質の向上を図る。
- (4) 調査研究事業
地域福祉活動計画を作成する。
- (5) 普及宣伝
社協の活動を報告し、住民に理解と協力を促すため、広報紙「がじゅ

まる」を発行し、ホームページの充実を図る。

(6) 連絡調整

① 関係行政機関、民生委員・児童委員、各種関係団体と連携・協働のネットワークを構築する。

② 父母島事務局間の連絡調整を図り、連携を密にとる。

(7) 振興活動

東社協島しょブロック連絡会議に参加し、各島しょ社協間の情報交換を図り、地域福祉の向上に資する。

2. 基金運営事業

適切な財務管理を行い、積立金の運用を行う。

3. 社会福祉充実計画

社会福祉充実残額による計画を遂行する。

IV. 地域福祉事業

1. 福祉活動事業

(1) 福祉団体助成事業

村内の福祉団体に助成金を交付し、住民参加による地域福祉活動を促進、福祉水準の向上を図る。

(2) 福祉教育

① 研修生の受入依頼に協力する。

② 教育機関の行う、職場体験・体験学習等に協力する。

(3) 福祉バザーの開催

地域福祉の啓発推進及び災害地支援等のために、バザーを実施する。

(4) 地域行事の開催

① 郷土文化の伝承・・・羽根作り講習会、羽根つき大会（後援）

② 夏休みラジオ体操の実施

(5) 戦没者追悼式典（8月15日）

- ① 平成30年度第43回小笠原諸島戦没者追悼式典の開催（村共催）
- ② 戦没者関連施設を清掃し、追悼供養する。

(6) 共同募金活動

東京都共同募金会小笠原村地区協力会として「赤い羽根共同募金運動」を実施する。

(7) 母島上級救命講習会の開催【村受託】

(8) ひとり親貸付事業の実施【東社協受託】

2. 子ども家庭福祉事業

(1) 行事の開催

- ① こどもまつり（父）（村共催）、子どもの日の集い（母）（実行委員会）
- ② クリスマス子ども大会（母）（実行委員会）

(2) 認可外保育所「ちびっこクラブ」の運営

目的：福祉の心を育てることを目標に、小笠原の自然の中で自分を大切に
にし、多くの人々とのかかわりの中で共に生きる子どもを育む。

対象：3～4歳児

期間：通年

(3) 学童保育の運営

目的：保育の必要な児童に適切な遊びと生活の場を提供し、健全育成を
図る。

① 「とびうおクラブ」

対象：小学校1～3年生、期間：4月期、夏季休業中

② 「ココナッツクラブ（仮）」

対象：小学校1～中学3年生までの障害児、

期間：5～3月の学期中の放課後

(4) チャイルドシートの貸出事業

寄贈されたチャイルドシートの貸出を会員対象に行う。

(5) 子育て支援事業

① 子育て関係団体の活動に対して支援を行う。

② ファミリーサポート事業を実施する。

(6) 関係機関との連携

① 村の障害児支援事業等に協力する。

② 小中高特別支援学級と連携を図る。

3. 高齢者福祉事業

(1) 行事の開催

敬老大会（父）（村共催）、敬老の日の集い（母）（実行委員会）

(2) 高齢者健康スポーツ促進事業

ゲートボール、グラウンドゴルフを通して、高齢者の生きがい対策の一環として健康増進を図り、内地で開催される大会への参加を助成する。
必要に応じて職員が随行する。

(3) いきいきサロン活動

楽々サロン（母島）（週1回）…高齢者が気軽に参加できる場を提供し、
介護予防指導士による介護予防運動を実施する。

(4) シルバー人材センター設立準備

拠点整備を進め、積極的な人材の活用を検討する。

4. 自立支援事業（高齢者及び障害者支援）

(1) 高齢・障害等により、社会的・経済的自立支援を必要とする当事者及び
家族の総合相談を受け、家庭の抱える課題の解決や適切なサービスの創
出につなげるよう支援する。

(2) 当事者の収入と生きがいのために、社協の受託する施設管理業務等に指
導員を配置して就労を斡旋する。

(3) 「居場所づくり事業」の実施（週2回）【村受託】

引きこもりがちな高齢・障害者の社会性の向上や生活習慣の習得等のために支援員を配置し、軽作業・調理・会食などを行う。

(4) 関係機関との連携

福祉関係機関と協働し、日常生活支援の連携を図る。

V. ボランティア活動推進事業

1. 地域住民によるボランティア活動の支援強化

- (1) ボランティアセンター（父）・ルーム（母）を活動拠点として、会場の提供・備品の貸出等、活動の支援を図る。
- (2) 登録ボランティア団体の活動を支援する。
- (3) 村民を対象としたボランティア活動に関する講習会や講演会等の啓発活動を支援する。
- (4) ボランティア保険・行事保険の広報、事務取扱い、相談を受付ける。

2. ボランティアに関する相談窓口

- (1) ボランティアに関する相談を受け、適切な活動に繋げる。
- (2) ボランティア活動を行う個人及び団体の登録を斡旋し、支援する。

3. 広報活動

- (1) ボランティアセンターだより（父）、ボランティアコーナーだより（母）を発行する。
- (2) チラシやポスター等により、随時活動参加をよびかける。

VI. 在宅福祉事業

1. 高齢者地域支え合い事業【村受託】

- (1) ほがらかサービス（清掃、大きな荷物の移動、台風等自然災害への防備等）
- (2) 食事サービス（週1回毎土曜、ボランティアによるお弁当の調理・

配達・回収)

2. 介護予防体操教室事業【明老会受託】

明老会の実施する高齢者向け体操教室事業に講師（健康運動指導士）を派遣する。

3. ヘルスアップ教室【村協力】

村保健師指導のヘルスアップ教室（成人向け）に講師（健康運動指導士）を派遣する。

4. 介護事業【明老会協力】

明老会の実施する介護事業に協力し、協働で取り組む体制を構築する。

VII. 生活福祉資金貸付事務受託事業【東京都社会福祉協議会受託】

資金を必要とする世帯の相談を受け、世帯の更生を図る。

貸付・償還にあたっては東社協の指導を受け、民生委員に協力を仰ぎ、生活困窮者自立支援法に基づいて支庁行政係と連携して対応する。

VIII. 福祉サービス利用援助事業

基幹社協として、東社協と協力し、小笠原村内における福祉サービス利用・金銭管理の支援が必要な方の援助を契約に基づき実施する。

IX. たすけあい資金貸付事業

他の貸付制度を利用するのが困難な村内に住所を有する方に貸付を行い、生活の安定と自立への意欲の増進を図る。

X. 施設管理事業

自主財源確保のため各施設の管理業務を受託し、適切な施設管理を行う。

1. 母島村民会館の管理運営【村 指定管理】

母島の文化・教養・福祉のための施設として、誰もが利用できる住民憩いの場となるよう適切な管理を行う。

2. 奥村運動場の管理運営【村 指定管理】

村の社会体育施設として適切な管理を行う。

高齢者等の生きがいと雇用の機会を確保する。

3. 小笠原村地域福祉センターの管理運営【村 指定管理】

父島の福祉施設として適切な管理を行う。

4. 大神山公園清掃・巡回業務【財団法人東京都公園協会 受託】

都立都市公園の清潔で快適な利用に寄与する。

高齢者等の生きがいと雇用の機会を確保する。

5. 父島火葬場の管理運営【村 受託】

父島火葬場の清掃・火葬作業を行う。(平成27年10月より受託)

XI. 助葬事業

葬儀の支援および実施、葬具等の貸出および払出を行う。